

滑川市農業委員会総会議事録

議事録署名委員に、澤田 博行委員、石原 忠則委員を指名します。  
これより議案審議に入ります。

1. 会議の日時 令和7年8月5日（火） 午後3時から

会 長 議案第10号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件についてですが、この案件の地区担当は私ですので、職務代理に進行をお願いします。

2. 会議の場所 市役所本館3階大会議室

3. 会議に付した議案等

職務代理 では、事務局より説明をお願いします。

議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件  
申請人 ●●●● 外1件

事務局 （議案第10号1番について朗読及び説明）  
申請地は、●●●● 外3筆 田です。  
申請地は、●●●●と●●●●の間にある農地です。  
申請理由としましては、申請地は、譲渡人が高齢のため管理できなくなり、管理してくれる人を探していたところ、譲受人の母親とかねてより知り合いで、●●●●の●●●●で専業農家として水稻を2町以上作付けしており、そこから通いながら譲渡人の自宅納屋にある農業機械を用いて耕作管理を担われることになったことから今回申請されたものです。移転後は野菜等を耕作します。●●●●に面した農地については●●●●に許可を得たうえで先行取得しており、そちらと併せて管理していく予定です。

- ・農地等の利用の最適化の推進について
- ・農業者年金の加入促進について
- ・農業新聞の購読促進について
- ・農地パトロールについて

4. 委員の出欠  
（出席農業委員・7名）  
松井 滋樹、澤田 博行、石原 忠則、江下 博、高橋 美彦、新村 剛、杉本 久美子  
（出席推進委員・8名）  
黒田 敏弘、石黒 明、岩田 秀雄、浦田 弘、荒舘 正治、滝川 裕子、開田 豊一、伊藤 久義  
（欠席委員・1名）  
中屋 作之

職務代理 地区担当委員の補足説明をお願いします。

5. 事務局（3名）  
北野事務局長 村田係長 小林主事

委 員 この農地については、●●●●は数年前に病気で亡くなっており、譲渡人は一人住まいでした。以前より農地を管理するのが大変だと私も相談を受けていたところでしたが耕作者が中々見つからず、近所の方にも聞いてみましたがおられませんでした。本人の知り合いで見つけられたということで、管理していただけるということであれば許可せざるを得ないと思います。

6. 会議の要旨  
午後3時00分 開会

委 員 ●●●●は●●●●も許可申請の前歴があり、この土地は現在も整然と整理されていますので、異論はありません。

職務代理 この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。  
（各委員から「異議なし」の発言あり）  
それでは、この案件は許可することといたします。

会 長 本日、中屋委員より欠席の届け出が出ております。  
それでは、総会の定足数に達しておりますので開会します。

職務代理 では、事務局より次の説明をお願いします。

|       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事 務 局 | <p>（議案第 10 号 2 番について朗読及び説明）</p> <p>申請地は、●●●● 田です。</p> <p>申請地は、●●●●から 1 筆挟み、●●●●沿いにある農地です。</p> <p>申請理由としましては、申請地は、元々は●●●●在住の方が所有していましたが、管理が難しいため●●●●に●●●●にある、今回の譲渡人である●●●●が周辺農地含め水稻を耕作することとして許可したものです。しかし、当該農地においては水稻としての生産条件が良くないため、結果として水稻は耕作されませんでした。これらの経緯がある前から譲受人が実質的に菜園として管理耕作されており、今後も●●●●が耕作する見込みがないことから、譲受人が引き続き野菜類を耕作していきます。</p> | <p>に近く住宅地として適地と判断されたことから、2 区画の分譲地として販売するものです。隣接地との境界には擁壁を設け土砂の流出を防止します。また、南側は高低差がかなりあるため、土砂の流出には特に配慮します。雨水は、前面道路側溝に放流します。汚水は、公共下水道に接続します。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 職務代理  | <p>地区担当委員の補足説明をお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | <p>地区担当委員の補足説明をお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 委 員   | <p>元々は●●●●の●●●●が所有していた土地を、●●●●が耕作することとなっていました。実際には現在まで譲受人の●●●●が畑として管理していました。そのため、何ら問題ないと思います。</p>                                                                                                                                                                                                                                          | <p>●●●●委員と現地を確認してきました。周りは住宅地であり、●●●●地区ということで、何ら問題ないと思います。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 委 員   | <p>長い間、●●●●が野菜を耕作しており、今後も●●●●が野菜等を作付される予定であります。特に異論はありません。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                             | <p>●●●●委員と現地を確認してきました。●●●●地内は宅地化が進んでいて、用途としても問題ありません。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 職務代理  | <p>この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。（各委員から「異議なし」の発言あり）</p> <p>それでは、この案件は許可することといたします。</p> <p>では、進行を会長へお返しします。</p>                                                                                                                                                                                                                                | <p>この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。（各委員から「異議なし」の発言あり）</p> <p>それでは、この案件は県へ進達することといたします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 会 長   | <p>続きまして、議案第 11 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に関する件について事務局より説明をお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                      | <p>では、事務局より次の説明をお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 事 務 局 | <p>（議案第 11 号 1 番について朗読及び説明）</p> <p>申請地は、●●●● 外 1 筆 田 です。</p> <p>申請地は、●●●●に面した農地です。</p> <p>申請地は、用途地域内（準住居地域）の農地であることから、第 3 種農地と判断され、許可できるものと考えられます。</p> <p>転用理由は、分譲住宅用地です。</p> <p>申請者は、●●●●で不動産業を営んでおり、●●●●での分譲実績もこれまで多数あります。市内はもとより、このたび、滑川市●●●●に住居建築に伴う土地購入の問い合わせが多数あり、宅地分譲を計画して適地を探していたところ、申請地が幹線道路・保育施設・商業施設・小児科等</p>                   | <p>（議案第 11 号 2 番について朗読及び説明）</p> <p>申請地は、●●●● 田 です。</p> <p>申請地は、●●●●に面した農地です。</p> <p>申請地は、用途地域内（第 1 種中高層住居専用地域）の農地であることから、第 3 種農地と判断され、許可できるものと考えられます。</p> <p>転用理由は、一般住宅敷地です。</p> <p>申請者は現在●●●●に居住しており、●●●●でしたが、現住居は海に近く、能登半島沖地震があったことから不安があること、今後、家族が増えた際に手狭になることから適地を探していたところ、申請地がある程度海拔があり、閑静で、幹線道路・商業施設に近く住宅地として適地と判断されたことから、住居建築を計画したものです。隣接地との境界には擁壁を設け土砂の流出を防止します。雨水は、前面道路側溝に放流します。汚水は、公共下水道に接続します。なお、隣接する農地につきましても 1 年ほど前に同様の理由により許可を得て住居を建築されています。</p> |
|       | <p>会 長</p> <p>この件につきまして、地区担当委員の補足説明をお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                            | <p>この件につきまして、地区担当委員の補足説明をお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|       | <p>委 員</p> <p>●●●●委員と現地確認をしてきました。整地化されており、宅地として適した面積もあり、何の問題もないと思います。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                  | <p>●●●●委員と現地を確認してきました。●●●●地内は宅地化が進んでいて、用途としても問題ありません。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |

委 員 去年、農業委員会に許可申請が出ている農地の隣になります。全く問題  
ありません。

会 長 この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。  
(各委員から「異議なし」の発言あり)  
それでは、この案件は県へ進達することといたします。

その他

- ・農地利用の最適化の推進の状況について
- ・農業者年金の加入促進について
- ・農業新聞の購読促進について
- ・農地パトロールについて

会 長 これで、審議は終了しました。

午後 3 時 30 分 閉会

上記の議事録が、正当であることの証としてここに署名をする。

令和 年 月 日

農業委員会会長

議事録署名委員

議事録署名委員